

事業主の皆様へ
(継続事業用)

平成24年度

労働保険 年度更新 申告書の書き方

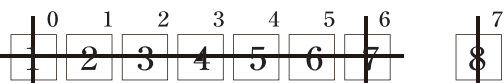
提出は最寄りの金融機関・郵便局・都道府県労働局・労働基準監督署へ

申告・納付は7月10日(火)までに

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問合わせください。
(電話番号) 0120-995-986 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみだしがないように注意してください。

<訂正方法>  訂正印は不要です。

なお、**領収済通知書(納付書)**に記入する納付額は訂正できません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の□枠には「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

- ・現在、労働者がいない場合、または納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。
- ・期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課す場合がありますので注意してください。
- ・労災保険分及び雇用保険分の算定基礎額(賃金総額)が同額の場合、賃金総額に労災保険率と雇用保険率を足した率を乗じて算定してください(詳しくはP.16を参照)。

申告・納付期日最終日である7月10日(火)は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。

～電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です～
是非ご利用ください。(詳しくはP.32を参照)

申請することで、保険料・拠出金について、口座振替により納付することができます(詳しくはP.40を参照)。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター

主な事項の目次

- ① 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 P.3
- ② 労働保険対象者の範囲 P.4
- ③ 労働保険対象賃金の範囲 P.6
- ④ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について P.7
- ⑤ 電子申請による年度更新手続について P.7
- ⑥ 算定基礎賃金集計表の書き方 P.8
- ⑦ 申告書の記入にあたって P.10
- ⑧ 申告書の書き方 P.12
- ⑨ 還付請求する場合について P.19
- ⑩ 一般拠出金の申告・納付について P.22
- ⑪ 船舶所有者の免除対象高年齢労働者について P.22
- ⑫ 継続事業の一括・労災保険のメリット制度について P.23
- ⑬ 第3種特別加入の方の申告書の書き方 P.24
- ⑭ 申告書作成チェックポイント P.31
- ⑮ 年度更新手続はパソコンから行うことができます!! P.32
- ⑯ 年度更新よくある質問 P.37
- ⑰ 口座振替について P.40

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（徴収法第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（徴収法第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業ごとに定められた保険料率**を乗じて算定します。

◎口座振替についてお知らせがあります。詳細はP.40をご覧ください。

1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、金融機関（銀行や郵便局）のいずれかへご持参ください。また、社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内に設置）では申告書のみ受付を行っています。なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書（藤色と赤色）の申告・納付はできません。

事業主控は保存しておく

銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが、管轄の労働局あてにお送りください。なお、口座振替を利用されている事業主の方は、金融機関に提出できません。

第3種特別加入の方が提出する、第3種特別加入保険料申告内訳名簿、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳、第3種特別加入保険料申告内訳は、銀行、郵便局及び社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局へご持参いただくか、お送りください。第2種特別加入の方が提出する書類も同様の取扱いとなっています。

いずれか

来庁による方法

申告書は3枚すべて管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）へご持参ください。郵送での提出も可能ですが、その場合予め事業主控は切り離していただくか、受付印が必要なときは返信用の封筒を同封してください。

労働保険料の納期について

各期の納付期限	全期・第1期	7月10日
	第2期	10月31日
	第3期	平成25年1月31日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日（火）は、銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★第2期、第3期の納付はどなたでも電子納付がご利用できます。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます（年率14.6%。ただし、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

2

労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、次のいずれにも該当する場合には、原則として被保険者となります。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上の雇用見込みがあること ただし、次に掲げる労働者は除かれます。</p> <p>①季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>②昼間学生</p> <p>③65歳以上で新たに雇用される者</p>
個々の労働者の届出	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
法人の役員(取締役)の取扱い	<p>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、勤務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。</p> <p>②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱い。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでないかぎり被保険者とはなりません。 <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上雇用見込みがあること</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>労働者の申請により、申請者に対して日雇労働被保険者手帳が交付されます。この手帳を保持している者を雇用する場合、事業主は印紙保険料の納付(手帳へ貼付)が必要となります。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

3 労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず**労働の対償として支払うすべてのもの**で、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（平成23年4月1日～平成24年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に支払われなくとも算入されます。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	就業規則・労働協約等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	非課税分を含む	出張旅費 宿泊費	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など）
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	但し、住宅貸与とされない者全員に対して（住宅）均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある
物価手当 生活補給金	家計補助の目的で支払う手当	その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		

4 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所轄の労働基準監督署(所掌3の場合はハローワーク)に提出してください。

なお、所在地の変更により、所轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。ただし、他都道府県に変更される場合は、変更から50日以内に旧所在地で保険関係の消滅(保険料の精算)の手続きをし、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署で新規加入の手続きを行ってください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地移転に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

提出時に変更内容が確認できる資料(登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

5 電子申請による年度更新手続きについて

年度更新申告書にアクセスコード(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されています。

電子申請の一連の手続きの中で、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができるようになり、前年度申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続きを行うことができます。また、年度更新につきましては、申告書を電子申請した場合にのみ電子納付をすることができます。詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)やP.32~34に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号0570-041041(PHS・IP電話等の場合017-721-0363)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで))へお問い合わせください。 ※通話は有料。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

提出用

平成 24 年 月 日

あて先 〒×××-×××× ××市××区××-××

〇〇労働局 uaj39uuy ← アクセスコード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

※各種区分

管轄②	保険関係等	業種	産業分類
01	111	9416	39

①労働保険番号 ××101234214-000

※提出年月日(元号:平成は7) 元号 月 日 項1

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 月 日 項2

※事業廃止等理由 項3

④常時使用労働者数 項4

⑤雇用保険被保険者数 項5

⑥免除対象高齢労働者数 項6

⑦保険関係 項7

⑧保険理由コード 項8

⑨労働局 項9

⑩労働局 項10

⑦区分 算定期間 平成23年4月1日 から 平成24年3月31日 まで

⑧保険料・拠出金算定基礎額 ⑨保険料・拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(注2)(注1) 労働局 右 郵便 番号

6 算定基礎賃金集計表の書き方

※賃金集計表は、本冊子 35 ページに添付されているほか、厚生労働省ホームページ(URLは以下のとおり)に掲載しています。

<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに使用したすべての労働者に支払われる賃金(支払義務が具体的に確定した賃金を含みます。)の総額を、集計表に記入してください。

賃金集計表は、申告書作成の基礎となる表ですので、申告の後には事業場にて事業主控と併せて保管してください。

賃金

賃金、給与、各種手当(通勤手当等)賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいいます。

出向労働者

「受」には出向元から受け入れた労働者数、「出」には他の事業場へ出向している労働者数を記入してください。

労災保険・一般拠出金の対象労働者

常用、日雇、パート、アルバイト等、すべての労働者が対象となります。

平成23年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表
(算定期間 平成23年4月~平成24年3月)

① 常用労働者

常用労働者(パート、アルバイト等名称を問わず臨時労働者であって雇用保険の被保険者となる者を含む)の賃金額を記入してください。

なお、同居の親族は原則として労働者扱いとなりません。

② 役員で労働者扱いの人

法人の役員であっても、法令、定款等の規定に基づいて業務執行権又は代表権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する者の指揮命令を受け労働に従事し、その対償として賃金を受けている者は労働関係有りとして認められ労働者扱いとなります。

③ 臨時労働者

パート、アルバイト等名称を問わず臨時労働者であって雇用保険者の被保険者とならない者の賃金額を記入してください。

備考

役員のうち、労働者として取り扱われ、労災保険又は雇用保険に算入している者については、備考欄に役職、氏名を記入してください。

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	出向者の有無		事業の名称
						受	出	
XX	1	01	234214	000		0	0	事業の所在

区分	労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)							
	① 常用労働者	② 役員で労働者扱いの人	③ 臨時労働者	④ 合	⑤	⑥	⑦	⑧
月	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金	人数	賃金
平成23年 4月	12人	3,362,009円	1人	400,000円	2人	190,460円	15人	3,952,469円
5月	12	3,114,371	1	400,000	2	231,400	15	3,745,771
6月	12	3,297,420	1	400,000	2	211,820	15	3,909,240
7月	12	3,361,357	1	400,000	2	222,500	15	3,984,857
8月	12	3,243,754	1	400,000	2	210,040	15	3,854,794
9月	12	3,403,440	1	400,000	2	229,620	15	4,033,060
10月	12	3,567,970	1	400,000	2	223,720	15	4,191,690
11月	12	3,419,680	1	400,000	2	217,160	15	4,036,840
12月	12	3,392,406	1	400,000	2	204,700	15	3,997,106
平成24年 1月	12	3,457,893	1	400,000	2	236,740	15	4,094,633
2月	12	3,455,679	1	400,000	2	208,260	15	4,063,939
3月	12	3,724,814	1	400,000	2	226,740	15	4,351,564
賞与 23年 7月		5,524,100						5,524,100
賞与 23年 12月		7,825,200						7,825,200
賞与 年月								
合計		54,150,093		4,800,000		2,613,160	180	61,563,253

※A 次のBの事業以外の場合、各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し④の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

B 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱の事業においては、平成23年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。
(平成23年度に使用した延労働者数/平成23年度における所定労働日数)

④の合計人数	180	÷12=	15人
--------	-----	------	-----

※各月賃金締切日等の労働者数入し④および⑤の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

切り捨てた結果、0人とならないようにしてください。
また、年度途中で保険関係業務所については、保険関係成で除してください。

備考	役員で労働者扱いの詳細		
	氏名	役職	雇用保険の資格
	〇〇〇〇	取締役	有・無
			有・無
			有・無
			有・無

高年齢労働者	
平成23年4月1日現在、満65歳以上(昭和22年4月1日以前生まれ)	
氏名	生年
〇〇〇〇	昭和19年
〇〇〇〇	昭和20年

ただし、64歳以上であっても、等の短期雇用特例被保険者・労働者の方は、保険料が免除に

雇用保険の被保険者の範囲

雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、次の①、②いずれにも該当する場合には、原則として被保険者となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ② 31日以上雇用見込みがあること
- ただし、次に掲げる労働者は除かれます。
- ① 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
 - ② 昼間学生
 - ③ 65歳以上で新たに雇用される者

対象者すべてについて、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出もれがないか、再度、確認してください。

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書（事業主控）と一緒に保管してください

株式会社〇〇サービス	電話 XXX-XXX-XXXX	具体的な業務又は作業の内容
〇〇市〇〇 X-X-X	郵便番号 XXX-XXXX	情報処理サービス業

事業内容又は製品名

事業の内容（製品名、作業工程）を具体的に記入してください。

⑧免除対象高年齢労働者

保険年度初日（4月1日）において、満64歳以上の高年齢者の賃金額を記入してください。

なお、平成23年度確定保険料が免除になるのは、昭和22年4月1日以前に生まれた方です。

ただし、次に掲げる労働者は除かれます。

- ① 短期雇用特例被保険者
- ② 日雇労働被保険者

船舶所有者の方はP. 22をご覧ください。

雇用保険（対象者数及び賃金）									
計 ④+⑤	被保険者（④の免除対象高年齢労働者分を含む）				④ 合計 ④+⑤		⑤免除対象高年齢労働者分 ⑤の被保険者のうち、平成23年4月1日現在、満64歳以上（昭和22年4月1日以前生まれ）の労働者が免除対象者となります。		
	④ 常用労働者、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人（日雇労働被保険者に支払った賃金を含む）	④ 今役員で雇用保険の資格のある人	④ 賃金	④ 人数	④ 賃金	④ 人数	⑤ 賃金	⑤ 人数	⑤ 人数
52,469円	12人	3,362,009円	1人	400,000円	13人	3,762,009円	2人	516,744円	
45,771	12	3,114,371	1	400,000	13	3,514,371	2	516,744	
09,240	12	3,297,420	1	400,000	13	3,697,420	2	516,744	
83,857	12	3,361,357	1	400,000	13	3,761,357	2	516,744	
53,794	12	3,243,754	1	400,000	13	3,643,754	2	516,744	
33,060	12	3,403,440	1	400,000	13	3,803,440	2	516,744	
71,690	12	3,567,970	1	400,000	13	3,967,970	2	516,744	
36,840	12	3,419,680	1	400,000	13	3,819,680	2	516,744	
97,106	12	3,392,406	1	400,000	13	3,792,406	2	516,744	
94,633	12	3,457,893	1	400,000	13	3,857,893	2	516,744	
63,939	12	3,455,679	1	400,000	13	3,855,679	2	516,744	
51,554	12	3,724,814	1	400,000	13	4,124,814	2	516,744	
24,100		5,524,100				5,524,100		753,656	
25,200		7,825,200				7,825,200		899,394	
63,253		54,150,093		4,800,000	156	58,950,093	24	7,853,978	

⑥役員で雇用保険の資格のある人

代表取締役は、被保険者となりません。取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等、従業員としての身分を有する者は、勤務形態、賃金報酬等の面からみて労働者的性格の強い者に限り、被保険者となります。

⑤被保険者

すべての被保険者（役員で雇用保険の資格のある人を除く）の賃金額を記入してください。

雇用保険被保険者数	雇用保険被保険者数のうち、免除対象高年齢労働者数
④の合計人数	⑤の合計人数
156	24
÷12=	÷12=
13人	2人

労災保険対象者分	④の合計額の千円未満を切り捨てた額	61,563 千円	申告書⑧欄(ロ)へ転記
雇用保険対象者分	A 雇用保険対象者分 ④の合計額の千円未満を切り捨てた額	58,950 千円	申告書⑧欄(ハ)へ転記
	B 免除対象高年齢労働者分 ⑤の合計額の千円未満を切り捨てた額	7,853 千円	申告書⑧欄(ニ)へ転記
一般拠出金	④の合計額の千円未満を切り捨てた額	61,563 千円	申告書⑧欄(ヘ)へ転記
			A-B(千円単位にて計算) 51,097 千円 申告書⑧欄(ホ)へ転記

7 申告書の記入にあたって

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

※下書き用申告書を本冊子39ページに添付しています。
切り取ってご活用ください。

○労災保険率(平成24年4月1日改定)

労災保険率は、事業の種類(業種)ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率に応じ、55の区分に分類されて**労災保険率表**により定められています。記入例の業種は「9416」のため、事業の種類は「その他の各種事業」となります。

労災保険率表は同封されている平成24年度版下敷を参照してください。

※労災保険率表では4ケタの業種番号の上2ケタが表示されています。

記入例の業種であれば94(9416)となります。

※第2種特別加入の方は、「特1」～「特18」のいずれかで表示されています。

- ④欄「常時使用労働者数」⑤欄「雇用保険被保険者数」
- ⑥欄「免除対象高年齢労働者数」

○平成24年3月31日以前1年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。

④⑤欄はP.8、9およびp.29にしたがって正確に記入してください。

⑥欄は⑤欄のうち、平成23年4月1日現在で満64歳以上の高年齢被保険者数を記入してください。

○高年齢者の雇用保険料免除年齢について

平成23年度確定保険料が免除になるのは、昭和22年4月1日までに生まれた方です。

(4月1日に生まれた方は含まれますのでご注意ください。)

免除年度	年 月 日
平成23年度(確定)から免除	(西暦1947年)昭和22年4月1日までに生まれた人
平成24年度(概算)から免除	(西暦1948年)昭和23年4月1日までに生まれた人

※船舶所有者の方は、P.22をご覧ください。

メリット対象事業場には、ここに「メリット」と印字されています。

⑱欄「申告済概算保険料額」

事業主が平成23年度に申告した概算保険料額です。

⑳欄「期別納付額」

延納した場合の期別保険料額を記入してください。

納付期限		
全期	第1期	7月10日
	第2期	10月31日
	第3期	1月31日

今期納付額を記入

※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

※納付額の訂正はできません。(もし書き損じたら新たな領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんので、ご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

告知書 継続事業 (一括有期事業を含む) 口座振替

標準字体 0123456789

提出用

平成24年6月11日

あて先 〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇〇

〇〇労働局 uaj39uuu

労働保険特別会計歳入徴収官殿

平成24年4月1日から平成24年3月31日まで

①保険料・拠出金額	976692
②確定保険料	184689
③	121721
④	792003
⑤	3078

確定保険料

平成25年4月1日から平成25年3月31日まで

⑥	874498
⑦	184689
⑧	689809

概算保険料

⑨申告済概算保険料額 483,208

⑩増加概算保険料額 3,078

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

労働保険 国庫金

労働保険特別会計 0847

労働者番号 6118

※平成 24

平成24年5月1日以降 現年度歳入組入

労働者番号 〇〇〇〇〇〇

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇-〇-〇〇

〇〇労働局

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

口座振替を利用している事業場には「口座振替」と印字されています。

電子申請を行う場合のアクセスコードです。7ページの「電子申請による年度更新手続きについて」をご覧ください。

※保険料額及び一般拠出金額の1円未満の端数は切り捨ててください。

⑧～⑩欄「確定保険料・拠出金算定基礎額」「確定保険料・一般拠出金額」

⑧欄は、確定賃金総額を記入してください。
平成23年4月1日～平成24年3月31日の期間で労働者に支払った賃金総額(通勤手当・賞与も含む)
※⑧欄の(ロ)にはパート・アルバイトに支払った賃金も含まれます。
⑩欄は、確定保険料額(⑧保険料算定基礎額×⑨保険料率)を記入してください。
※⑩欄の(イ)の合計額に(ニ)、(ヘ)を含めないよう注意してください。

一般拠出金(料率は1000分の0.05)
(例)賃金総額10万円→一般拠出金5円

⑧欄の(ヘ)には、⑧欄の(ロ)と同じ額を記入してください。
⑩欄の(ヘ)には、一般拠出金額(⑧欄の(ヘ)×⑨欄の(ヘ))を記入してください。

⑫～⑭欄「保険料算定基礎額の見込額」「概算保険料額」

⑫欄は、概算賃金総額を記入してください。
平成24年4月1日～平成25年3月31日の期間で労働者に支払われることが予定される賃金総額の見込み額(通勤手当・賞与も含む)
⑭欄は、概算保険料額(⑫保険料算定基礎額の見込額×⑬保険料率)を記入してください。

⑰欄 納付回数「1」又は「3」

概算保険料総額(左の申告書の例では⑭(イ)欄)が、40万円以上(保険関係等区分「111」以外の場合は20万円以上)の場合、3回に分けて納付(分納)することができます。3回分納する場合には「3」、それ以外は「1」と記入してください。記入がない場合には、1回納付(分納しない)とみなされます。
なお、一般拠出金は分納できませんので、第1期に納付してください。

⑲欄「事業又は作業の種類」

事業の内容・作業の種類を記入してください。

⑳欄「加入している労働保険」
㉑欄「特掲事業」㉒欄「事業」
㉓欄「事業主」

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印または事業主自らの署名のいずれかになります。「特掲事業」とは、建設・農林水産・清酒製造の事業が該当します。

口座振替を利用している事業場には「口座振替」と印字されています。

8

申告書の書き方

確定保険料額の記入方法

- まずは、労働保険対象者の範囲（P.4～5）・労働保険対象賃金の範囲（P.6）を参考に同封の「**確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表**」を作成してください。これが確定保険料及び一般拠出金を算出する基礎になります。
- 確定保険料及び一般拠出金は、平成23年度中に支払われた（又は確定した）賃金総額（千円未満切り捨て）に保険料率（労災保険率、雇用保険率、拠出金率）を乗じて計算してください。

保険料額及び一般拠出金額の1円未満の端数は切り捨ててください。

概算保険料額の記入方法

概算保険料は、平成24年度中に支払われることが予定される賃金総額の見込み額をもとに申告書に印字されている保険料率によって計算しますが、労災・雇用保険分の賃金総額の見込み額は、前年度と比較して50/100（2分の1）以上200/100（2倍）以下の場合は、前年度確定賃金総額と同額を概算賃金総額の見込額としてください。

記入例 1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

平成23年度 労働保険 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表
（算定期間 平成23年4月～平成24年3月） ※労働保険 概算・確定保険料・一般拠出金申告書（事業主控）と一緒に保管してください

労働保険番号 XX	府県 1	所掌 01	管轄 234215	枝番号 000	出向者の有無 受 0名 出 0名	事業の名称 〇〇サービス 電話 XXX-XXX-XXXX	具体的な業務又は作業の内容 情報処理サービス業
					事業の所在地 〇〇市〇〇X-X-X	郵便番号 XXX XXXX	

区分	労災保険および一般拠出金（対象者数及び賃金）				雇用保険（対象者数及び賃金）											
	◆常用労働者	◆役員で労働者扱いの人	◆臨時労働者	◆合計	◆被保険者	◆の免除対象高年齢労働者分を含む	◆合計	◆の免除対象高年齢労働者分を含む								
平成23年 4月	11人	3,562,009円	0人	0円	3人	189,146円	14人	3,751,155円	11人	3,562,009円	0人	0円	11人	3,562,009円	2人	516,764円
5月	9	2,914,371	0	0	5	300,193	14	3,214,564	9	2,914,371	0	0	9	2,914,371	2	516,764
6月																
賞与23年 7月		5,524,100						5,524,100		5,524,100				5,524,100		753,556
賞与23年 12月		7,825,200						7,825,200		7,825,200				7,825,200		893,394
賞与 年月																
合計		54,151,494				2,612,259	170	56,763,753		54,151,494			121	54,151,494	24	7,547,878

◆の合計人数	121	÷12=	10人	◆の合計人数	24	÷12=	2人
--------	-----	------	-----	--------	----	------	----

◆の合計額	56,763千円	◆の合計額	54,151千円	◆の合計額	7,847千円	◆の合計額	56,763千円
-------	----------	-------	----------	-------	---------	-------	----------

労災保険対象者分	◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	56,763千円
雇用保険対象者分	A 雇用保険対象者分 ◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	54,151千円
	B 免除対象高年齢労働者分 ◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	7,847千円
一般拠出	◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	56,763千円

備考	役員で労働者扱いの詳細	高年齢労働者
	氏名 役職 雇用保険の資格 有・無 有・無 有・無 有・無	平成23年4月1日現在、満64歳以上（昭和22年4月1日以前生まれ）の労働者 氏名 生年月日 〇〇〇〇 ≤16年00月00日 〇〇〇〇 ≤17年00月00日

と が同額の場合申告書記載方法は16ページの例を参照してください

差引額の計算 記入例1

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

131759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

32701

⑩(イ) 確定保険料額 888,001円

⑮ 申告済概算保険料額 835,023円

⑳(ハ) 不足額 52,978円

平成24年6月11日

あて先 〒XXX-XXXX
〇〇市〇〇
〇-〇-〇
〇〇労働局 uaj39uyy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分
労働保険料(労災+雇用) 18.50
労働保険料(労災) 3.00
雇用保険法適用者分 15.50
高年齢労働者分 15.50
一般拠出金 0.05

⑪ 区分
労働保険料(労災+雇用) 16.50
労働保険料(労災) 3.00
雇用保険法適用者分 13.50

⑭(イ) 概算保険料額 795,393円

⑯ 申告済概算保険料額 835,023円

⑳(ハ) 不足額 52,978円

㉑(イ) 第1期分 265,131円

㉑(ロ) 第2期分 265,131円

㉑(ハ) 第3期分 265,131円

㉒(イ) 265,131円

㉒(ハ) 52,978円

㉒(ホ) 2,838円

㉒(ヘ) 320,947円

延納

今期納付額の計算

⑭(イ) 欄の概算保険料額が40万円以上(保険関係区分「111」以外の場合は20万円以上)の場合、これを3回に分けて納付(分納)することができます。

⑰欄は延納(分納)する場合は③、一括納付する場合は①と記入してください。

〔計算方法〕

平成24年度概算保険料額が795,393円の場合

$$795,393 \div 3 = \begin{cases} \text{第1期分} \textcircled{21} \text{ (イ)} & 265,131 \text{円} \\ \text{第2期分} \textcircled{21} \text{ (ロ)} & 265,131 \text{円} \\ \text{第3期分} \textcircled{21} \text{ (ハ)} & 265,131 \text{円} \end{cases}$$

※余りが生じた時は必ず第1期分へ加算してください。(余りは必ず1円または2円)

記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合（充当をする場合）

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

平成23年度 労働保険 確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表
(算定期間 平成23年4月～平成24年3月)

※労働保険 概算・確定保険料・一般拠出金申告書（事業主控）と一緒に保管してください

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	出向者の有無	事業の名称	電話	具体的な業務又は作業の内容
XX	1	01	234216	000	受 0名 出 0名	〇〇サービス	XXX-XXXX-XXXX	〇〇市〇〇X-X-X	情報処理サービス業

区分	労働保険および一般拠出金（対象者数及び賃金）					雇用保険（対象者数及び賃金）										
	◆常用労働者	◆役員で労働者扱いの人	◆臨時労働者	◆合計	被保険者（◆の免除対象高年齢労働者を含む）	◆合計	◆合計	◆合計	◆合計	◆合計						
平成23年4月	16人	4,480,013円	1人	400,008円	2人	144,000円	19人	5,024,021円	16人	4,480,013円	1人	400,008円	17人	4,880,021円	0人	0円
5月	16	4,640,015	1	400,008	1	72,000	18	5,112,023	16	4,640,015	1	400,008	17	5,040,023	0	0
6月																
賞与23年7月		9,408,350						9,408,350		9,408,350				9,408,350		0
賞与23年2月		9,635,350						9,635,350		9,635,350				9,635,350		0
賞与年月																
合計		73,283,862		4,800,096		864,000	220	78,947,958		73,283,862		4,800,096	206	78,083,958	0	0

※A 次のBの事業以外の場合、各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し◆の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

B 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱の事業においては、平成23年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

(平成23年度に使用した延労働者数/平成23年度における所定労働日数)

◆の合計人数	÷12=	申告書(4欄)へ転記
220	÷12=	18 人

※ 各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し◆および◆の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

切り捨てた結果0人となる場合は1人としてください。

また、年度途中で保険関係が成立した事業所については保険関係成立以降の月数で除してください。

備考	役員で労働者扱いの詳細			高年齢労働者	
	氏名	役職	雇用保険の資格	平成23年4月1日現在、満64歳以上（昭和22年4月1日以前生まれ）の労働者	氏名
	〇〇〇	〇〇	○無	有無	生年月日
			○有	有無	
			○有	有無	
			○有	有無	

雇用保険被保険者数	◆の合計人数	申告書(5欄)へ転記	◆の合計人数	申告書(6欄)へ転記
	206	+12=	17 人	0

労災保険対象者分	◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	78,947	申告書(8欄)(ロ)へ転記
雇用保険対象者分	A 雇用保険対象者分◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	78,083	申告書(8欄)(ハ)へ転記
	B 免除対象高年齢労働者分◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	0	申告書(8欄)(ニ)へ転記
一般拠出金	◆の合計額の千円未満を切り捨てた額	78,947	申告書(8欄)(ス)へ転記

〇〇と〇〇が同額の場合申告書記載方法は16ページの例を参照してください

納付回数の記入方法

納付回数は1回又は3回です。

ただし、3回に延納ができるのは、⑭（イ）欄の概算保険料額が40万以上（または20万円以上※）の場合のみです。

※保険関係等区分が「111」 →40万円以上で3回

” 「111」以外→20万円以上で3回

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等区分	業種	産業分類
01	111	9416	39

充当額の記入方法

- 充当額については、原則として、まず1期目に充当し、余りがある場合は、2期目、3期目に充当することになります。
- (1) のとおり、1～3期目に充当してもなお余りがある場合は、『労働保険料・一般拠出金還付請求書』を提出し、一般拠出金への充当又は還付の請求を行ってください。

なお、請求手続については、17ページの「記入例4 充当後還付額が出る場合」を参照してください。

差引額の計算 記入例 2

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701

※各種区分 01 111 9416 39

申告済概算保険料額 2,327,373円

確定保険料額 1,447,127円

⑳(イ) 充当額 880,246円

平成24年6月11日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇

〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (労災+雇用)	18.50		1447127
労災保険分	78947 × 3.00	236841	
雇用保険法適用者分	78083 × 15.50	0	
高齢労働者分	78083 × 15.50	1210286	
保険料算定対象者分	78947 × 0.05	3947	
一般拠出金			

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料 (労災+雇用)	16.50	1290961
労災保険分	78947 × 3.00	236841
雇用保険法適用者分	78083 × 13.50	1054120
高齢労働者分		
保険料算定対象者分		

⑭ 申告済概算保険料額 2,327,373

⑮ 申告済概算保険料額

⑯ 増加概算保険料額

期別	(イ) 概算保険料額 (⑭のイ)÷⑮+次期以降の円未満増減	(ロ) 充当額 (⑯のイ)	(ハ) 不足額 (⑯のイ)	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金 (⑬のイ)	(ヘ) 今期納付額 ((ニ)+(ホ))	⑳ 保険関係成立年月日
第1期	430,321	430,321	0	0	3,947	3,947	
第2期	430,320	430,320	0				
第3期	430,320	19,605	410,715				

(なるべく折り曲げないよう)にし、やむをえない場合には折り曲げマーカー(▶)の所で折り曲げて下さい。

記入例

[計算方法] 平成24年度概算保険料額が1,290,961円の場合

$$1,290,961 \div 3 = \begin{cases} \text{第1期分} \text{㉒(イ)} & 430,321 \text{円} \\ \text{第2期分} \text{㉒(ト)} & 430,320 \text{円} \\ \text{第3期分} \text{㉒(ヌ)} & 430,320 \text{円} \end{cases}$$

※余りが生じた時は必ず第1期分へ加算してください。(余りは必ず1円または2円)

第1期に充当してもなお充当額がある場合は、原則、第2期、第3期に順次残額を充当することとなります。

記入例3 労災・雇用保険料算定基礎額が同額の場合 (労働者が全員雇用保険被保険者である場合)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

○確定保険料及び概算保険料額の計算方法

労災保険及び雇用保険分保険料算定基礎額（賃金総額）が同額の場合、労働保険料（労災+雇用）により計算してください。

※労災保険分・雇用保険分を各々計算せず、賃金総額に労働保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて算定します。

記入例3

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーカー(△)の所で折り曲げてください。)

⑦ 区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧ × ⑨)
⑦ 労働保険料 (労災+雇用)	78083	18.50	1444535
労働保険分		3.00	
雇用保険法適用者分		15.50	
高年齢労働者分		15.50	
保険料算定対象者分			
一般拠出金	78083	0.05	3904
⑫ 区分	⑬ 保険料算定基礎額の見込額	⑭ 保険料率	⑮ 概算保険料額 (⑬ × ⑭)
⑫ 労働保険料 (労災+雇用)	78083	16.50	1288369
労働保険分		3.00	
雇用保険法適用者分		13.50	
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分			

〈計算例〉

確定保険料 ⑧(イ)78,083千円 × ⑨(イ)18.50/1000 = ⑩(イ)1,444,535円

概算保険料 ⑫(イ)78,083千円 × ⑬(イ)16.50/1000 = ⑮(イ)1,288,369円

記入例 4 充当後還付額が出る場合

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

平成 24 年 6 月 11 日

あて先 〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuu

労働保険特別会計繰入徴収官殿

区分	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	18.50	391200	391200
労災保険分	28100	3.00	84300
雇用保険法適用者分	19800	0	0
高年齢労働者分	0	15.50	0
保険料算定対象者分	19800	15.50	306900
一般拠出金	28100	0.05	1405

区分	⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率	⑬ 概算保険料額(⑪×⑫)
労働保険料(労災+雇用)	16.50	351600	351600
労災保険分	28100	3.00	84300
雇用保険法適用者分	19800	0	0
高年齢労働者分	0	13.50	0
保険料算定対象者分	19800	13.50	267300

申告書記載概算保険料額 1,310,600 円

⑭ 申告済概算保険料額

⑮ 増加概算保険料額

⑯ 還付額 567,800 円

⑰ 還付額 567,800 円

⑱ 還付額 567,800 円

⑲ 還付額 567,800 円

⑳ 還付額 567,800 円

㉑ 還付額 567,800 円

㉒ 還付額 567,800 円

㉓ 還付額 567,800 円

㉔ 還付額 567,800 円

㉕ 還付額 567,800 円

㉖ 還付額 567,800 円

㉗ 還付額 567,800 円

㉘ 還付額 567,800 円

㉙ 還付額 567,800 円

㉚ 還付額 567,800 円

㉛ 還付額 567,800 円

㉜ 還付額 567,800 円

㉝ 還付額 567,800 円

㉞ 還付額 567,800 円

㉟ 還付額 567,800 円

㊱ 還付額 567,800 円

㊲ 還付額 567,800 円

㊳ 還付額 567,800 円

㊴ 還付額 567,800 円

㊵ 還付額 567,800 円

㊶ 還付額 567,800 円

㊷ 還付額 567,800 円

㊸ 還付額 567,800 円

㊹ 還付額 567,800 円

㊺ 還付額 567,800 円

㊻ 還付額 567,800 円

㊼ 還付額 567,800 円

㊽ 還付額 567,800 円

㊾ 還付額 567,800 円

㊿ 還付額 567,800 円

還付額の計算

⑱ 申告済概算保険料額 1,310,600円

⑩(イ) 確定保険料額 391,200円

⑭(イ) 概算保険料額 351,600円

⑳(ロ) 還付額 567,800円

※ 還付請求書記載例は19ページにあります

⑳(ロ) 還付額が㉑(ホ) 一般拠出金を上回る場合、充当の希望があれば、納付の必要はありません。ただし、必ず還付請求書を管轄の労働局・労働基準監督署へ提出してください。

⑳(ロ) 還付額 567,800円

㉑(ホ) 一般拠出金 1,405円

実際の還付額 566,395円

(納付する保険料がない場合は金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

記入例5 事業を廃止した場合(対象となる労働者がいなくなった場合も含む)

労災保険率、雇用保険率については記入例であり、実際の申告書の計算にあたっては、申告書に印字している保険料率を使用してください。

次のような場合には確定申告が必要となります

- ①平成23年度中に事業廃止した場合
- ②労働保険事務組合へ事務を委託した場合
- ③対象となる労働者がいなくなった場合
- ④他の都道府県へ事業場を移転した場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

提出用 平成24年6月11日

〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○-○

○労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

算定期間 平成23年4月1日 から 平成24年3月31日 まで

⑦ 区分	⑧ 保険料算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額
労働保険料(労災+雇用)	18.50		130200
労災保険分	15500	3.00	46500
雇用保険法適用者分	8200		
雇用保険分	2800	15.50	43400
高年齢労働者分	5400	15.50	83700
保険料算定対象者分	15500	0.05	775
一般拠出金			

算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

⑪ 区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 概算保険料率	⑭ 概算保険料額
労働保険料(労災+雇用)	16.50		
労災保険分	3.00		
雇用保険法適用者分			
雇用保険分			
高年齢労働者分			
保険料算定対象者分			
一般拠出金			

⑮ 申告済概算保険料額 249,300 円

⑯ 申告済概算保険料額 249,300 円

⑰ 差引額 119,100 円

⑱ 不足額 119,100 円

⑲ 増加概算保険料額

⑳ 還付額 119,100 円

㉑ 還付額 119,100 円

㉒ 一般拠出金 775 円

㉓ 実際の還付額 118,325 円

⑳(ロ) 還付額 119,100円

㉑(ホ) 一般拠出金 775円

㉒ 実際の還付額 118,325円

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

納付する保険料がない場合は金融機関・郵便局へ提出することはできません。管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。

いづれかに必ず○をつけてください

還付額の計算

- ※確定保険料算出の結果不足額が生じた場合は不足額を納付してください。
- ※還付額が生じた場合は別途還付請求書をご提出ください。還付請求書記載例は19ページです。

現在、対象労働者がいない場合、上記のとおり確定申告が必要となります。ただし、求人を出しているなど労働者を雇用する見込みがある場合は、その見込み賃金額をもって概算申告し、労働保険を継続することもできます。

○平成24年4月1日以降に事業を廃止した場合には、もう一部申告書を提出する必要があります。

9

還付請求する場合について

◎ 還付金の請求について

記入例4のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合、記入例5のように事業を廃止した場合で還付が生じる場合は、「労働保険料一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料一般拠出金還付請求書」の取得方法について

① 次のページの様式を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)

② 労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。

なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

③ 最寄りの法令様式取扱店で購入できます。

還付決定決議書

支払

記入例

種別	311751	支店番号	000000	支店番号	000000
支店番号	000000	支店番号	000000	支店番号	000000

様式第8号(第36条関係) **労働保険 労働保険料 還付請求書** 一般拠出金

労働保険番号: **XX101234219-000** 支店番号: **000** 還付金の種別: **労働保険料・一般拠出金・合算**

(日) 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称(漢字): **銀行** 支店名称(漢字): **支店** 郵便局名称(漢字): **郵便局**

口座番号: **1234567** 口座種別: **2** 口座名義人: **〇〇サービス**

労働保険料		一般拠出金	
(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額	249,300 円	(ク) 納付した一般拠出金	0 円
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額	130,200 円	(ケ) 改定した一般拠出金	0 円
(ウ) 差額	119,100 円	(コ) 差額	0 円
(エ) 労働保険料等へ一般拠出金への充当額(詳細は以下③)	0 円	(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③)	0 円
内訳(オ) 保険料等へ充当	775 円	内訳(シ) 拠出金へ充当	0 円
(キ) 労働保険料還付請求額(ウ) - (オ) - (カ)	118,325 円	(セ) 一般拠出金還付請求額(コ) - (シ) - (ス)	0 円

③ 労働保険料等への充当額内訳

労働保険料等の種別	充当額
20年度、概算、確定、追徴金、延滞金(拠出金)	775 円
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	-
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	-
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	-
年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	-

上記のとおり還付を請求します。
 24年6月11日 事業主 〇〇サービス 代表取締役 〇〇〇〇

住所: 〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇

電話番号: 〇〇-〇〇〇〇-XXXX

この欄は記入しないでください。

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。

口座の種別・口座の番号を記入してください。
 ※口座種別の記入誤りにご注意ください。

また、ゆうちょ銀行を指定の場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」を支店名称(漢字)欄にご記入ください。

指定できない郵便局もあります。

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

事業主の氏名(法人のときは代表者氏名)記入欄の押印については、記名押印(法人のときは代表者印)または事業主自らの署名です。また、電話番号も必ず記入してください。

法人の場合の有効な印の例

事業主が 株式会社〇〇〇〇 商事 代表取締役 労働太郎 の場合

(1) 商標印 + 株式会社〇〇〇〇 代表取締役印

(2) 株式会社〇〇〇〇 代表取締役印

(3) 商標印 + 労働 印

(注) 上記内容に不備がある場合は、還付手続きができない場合もありますのでその旨ご注意ください。印鑑証明の提出をお願いする場合があります。

きりこり線 控えが必要な場合はコピーしてください

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還 付 決 定 決 議 書

種 別	※修正項目番号	※漢字 修正項目番号	(キ)又は(セ)若しくは(キ)+(セ)	還 付 額	円 項1
3 1 7 5 1					

歳入徴収官	部 長	課室長	補 佐	係 長	係	決 定 年 月 日	還 付 額	保険料(キ)	円
						・ ・	概算 納付した確定保険料の額、 納付した一般拠出金の額	拠出金(セ)	円
						徴収済額確認年月日		平成 年度保険料(ア)	円
						・ ・		平成 年度拠出金(ク)	円
資金前渡官吏	補 佐	係 長	係			支 払 年 月 日	確定保険料の額、 改定確定保険料の額、 改定した一般拠出金の額	同年度保険料(イ)	円
						・ ・	労働保険料等、 一般拠出金への充当額	同年度拠出金(ケ)	円
						小切手又は 国庫送金振込番号		保険料等(オ)+(ス)	円
								拠出金(カ)+(シ)	円

第8号(第36条関係)

労働保険 労働保険料 還付請求書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

労働保険番号	府 県	所 掌 管 轄 (1)	基 幹 番 号	枝 番 号	還 付 金 の 種 別
					労働保険料・一般拠出金・合算

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金 融 機 関	金融機関名称(漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇銀行、〇〇金庫、〇〇信用金庫、〇〇農業協同組合、〇〇漁業協同組合、〇〇信用組合まで記入して下さい	(項3)
	支店名称(漢字) 略称を使用せず正式な支店名で記入して下さい	(項4)
	種別 { 1.当座 2.普通 3.通知 4.別段 } 口座番号	(項5) (項6)
	フリガナ 口座 名義人	
郵 便 局	郵便局名称(漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい	(項7)
	区・市・郡(漢字)	(項8)

② 還 付 請 求 額

労働保険料		一 般 拠 出 金	
(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額	円	(ク) 納付した一般拠出金	円
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額	円	(ケ) 改定した一般拠出金	円
(ウ) 差額	円	(コ) 差額	円
(工) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③)		(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下③)	
内訳 (オ) 保険料等へ充当 円	(カ) 拠出金へ充当 円	内訳 (シ) 拠出金へ充当 円	(ス) 保険料等へ充当額 円
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ)	円	(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス)	円

③ 労働保険料等への充当額内訳

充 当 先 事 業 の 労 働 保 険 番 号	労働保険料等の種別	充 当 額
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	円
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、拠出金	

上記のとおり還付を請求します。

(郵便番号 -) 電話(- - 番)

年 月 日	住 所	名 称	記名押印又は署名
	事業主	氏 名	(印)

労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿

※修正項目(英数・カナ) (法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※修正項目(漢字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[注意]
 1. 還付金の種別欄、①欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
 2. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社務 会士 保記 険載 労働	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号
			(印)

10 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てるため、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主（アスベストの製造、販売を行ってきた事業主）からの特別拠出金と併せて、事業主の皆様にご負担いただくものです。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（一般拠出金の徴収及び納付義務）
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
2 (略)
3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法（納付時期）

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。

延納（分割納付）はできません。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.05です。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族（労災補償等の対象とならない方に限る）に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先（ホームページ等）は以下のとおりです。

・ 独立行政法人 環境再生保全機構
フリーダイヤル0120-389-931

<http://www.erca.go.jp/>

・ 環境省 地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

11 船舶所有者の免除対象高年齢労働者について

昭和26年4月1日以前に生まれた方は、雇用保険料が免除となりますので賃金総額から差し引いてください。

免除年度	年令	年 月 日
平成23年度（確定）から免除	満60歳以上	昭和26年4月1日までに生まれた人
平成24年度（概算）から免除	満61歳以上	昭和26年4月1日までに生まれた人

○ 雇用保険の被保険者負担額（端数の取扱い）については、同封の下敷をご覧ください。

12 継続事業の一括・労災保険のメリット制度について

継続事業の一括制度について

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立することを原則としていますので、一つの会社でも支店や営業所などがある場合は、事業場ごとに保険関係を成立させた上で、労働保険料を申告・納付することとなります。

しかしながら、事業経営の合理化や経理事務を集中管理する事業場が増加している事実と、事業主及び行政の事務処理の便宜と簡素化を図る観点から、一定の要件を満たす支店や営業所等については、これらの労働保険料の申告・納付等の適用・徴収事務手続きについて、指定する一つの事業場にまとめることができる制度を設けています。

これを「継続事業の一括」といいます（徴収法第9条）。また、指定する一つの事業のことを「指定事業」、まとめられる支店や営業所等のことを「被一括事業」と呼んでいます。

なお、この継続事業の一括を受けるためには、事業主の申請に基づく厚生労働大臣の認可が必要です。

労災保険のメリット制について

労災保険率は、「事業の種類」ごとに災害率等に応じて定められていますが、「事業の種類」が同一であっても作業工程、機械設備、作業環境の良否、災害防止努力の如何により個々の事業ごとの災害率には格差があります。そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、災害防止努力を促進させるため、一定規模以上の事業については、個々の事業の収支率の高低に応じて労災保険率から非業務災害率を減じた率を40%（立木の伐採の事業については35%）の範囲内で増減する制度を設けており、これを「メリット制」といいます。

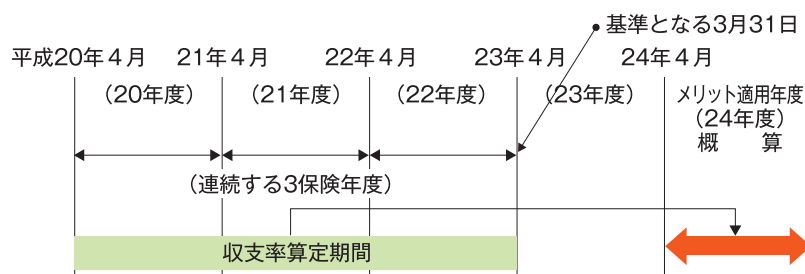
●継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制

メリット制は、連続する3保険年度中の各保険年度において、次の①～③の要件のいずれかを満たしている事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る保険関係成立後3年以上経過している事業について適用されます。（メリット制の適用のある事業場については、労働保険料の年度更新申告書とあわせて「労災保険率決定通知書」を送付しています。）

- ① 常時使用労働者数が100人以上であること。
- ② 常時使用労働者数が20人以上100人未満の事業場で、労働者数に当該事業に係る労災保険率から非業務災害率（通勤災害及び二次健康診断給付に係る率：0.6/1000）を減じた率を乗じて得た数（災害度係数）が0.4以上であること。

すなわち、**労働者数×（基準となる労災保険率－非業務災害率）≥0.4**

- ③ 一括有期事業である建設の事業及び立木の伐採の事業については、確定保険料の額が100万円以上（平成24年度以降の確定保険料の額は40万円以上）であること。



●特例メリット制

特例メリット制とは、中小事業主が厚生労働省令で定める特別の安全衛生措置を講じた事業（建設の事業及び立木の伐採の事業を除く。）について、当該措置を講じた年度の翌年度の4月1日から9月30日までの間にメリット制の特例適用の申告があるとき、安全衛生措置を講じた年度の次の次の年度から3年度の間、メリット制が適用になる年度に限り、労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減幅を通常は最大40%であるところ、最大45%とする制度です。

13 第3種特別加入の方の申告書の書き方

※第3種特別加入(海外派遣)事業に関する用紙は、厚生労働省ホームページ(URLは以下のとおり)に掲載しています。

<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

まず「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」を、P.24及びP.25を参考に作成してください。

海特様式第2号

第3種特別加入保険料申告内訳名簿 (海外派遣者)

平成22年度 平成23年度		労働保険 番号	府 県	所 轄	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
		X X	1	0	1	0	5 6 7 8 9 3 0 1
1 平成22年度 整理番号	2 特別加入者 (派遣者)氏名	3 派遣者 区分	4 派遣先国名	5 平成22年度 給付基礎日額	6 給付基礎日額 区分	7 平成23年度 給付基礎日額	8 平成23年度 整理番号
1	稲葉竜也	協 代 ②	シンガポール	20,000	継 退 ②	20,000	1
2	桑田裕助	協 代 ②	タイ	18,000	継 退 ②		
3	北島幸紀	協 代 ②	オーストラリア	14,000	継 退 ②	18,000	2
4	土田とく子	協 代 ②	マレーシア	16,000	継 退 ②		
5	吉本一郎	協 代 ②	ミャンマー	20,000	継 退 ②	20,000	3
6	君塚達夫	協 代 ②	ベトナム	18,000	継 退 ②	18,000	4
		協 代			継 退		
		協 代			継 退		
		協 代			継 退		
		協 代			継 退		

上記のとおり報告します。

(郵便番号 XXX-XXXX)
電話(XXX)-(XXXX)
XXXX 番

平成 23 年 7 月 5 日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住 所 〇〇市〇〇 X-X-X

事業主 〇〇商事 記名押印又は署名

氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

- (注) 1. 名簿には、平成22年度中に特別加入者であった者及び申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込みの者は記載しないこと。
2. 派遣者区分は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されている者の場合は ②、日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は ③、日本国内の事業から「中小事業の代表者等」として派遣されている者の場合は ④ と表示すること。
3. 給付基礎日額区分は、給付基礎日額が平成22年度と平成23年度が同額の場合に ②、変更を希望する場合は ③、脱退者は ④ と表示すること。
4. 平成23年度整理番号は脱退者を除き、1番より整理番号を振り出すこと。

労働保険の事務組合の所在地 名称 代表者氏名 記名押印又は署名 印
(郵便番号)
電話()-() 番
(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

* 平成22・23年度「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」(平成23年度年度更新時に提出したもの)の⑧「平成23年度整理番号」欄を転記する。

* 平成23年度中に、加入・脱退した者全員を記入する。

第3種特別加入保険料申告内訳名簿 (海外派遣者)

1枚のうち 1枚目

平成23年度
平成24年度

労働保険号	府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号
X	X	1	010567893	01

① 平成23年度 整理番号	② 特別加入者 (派遣者)氏名	③ 派遣者 区分	④ 派遣先国名	⑤ 平成23年度 給付基礎日額	⑥ 給付基礎日額 区分	⑦ 平成24年度 給付基礎日額	⑧ 平成24年度 整理番号
1	稲葉竜也	協(勞)代	シンガポール	20,000	繼(變)退	20,000	1
2	北島幸紀	協(勞)代	オーストラリア	18,000	繼(變)退		
3	吉本一郎	協(勞)代	ミャンマー	20,000	繼(變)退	20,000	2
4	君塚達夫	協(勞)代	ベトナム	18,000	繼(變)退		
5	渡辺 浩	協(勞)代	インドネシア	16,000	繼(變)退		
6	中山一樹	協(勞)代	台湾	14,000	繼(變)退	18,000	3
7	三浦操子	協(勞)代	マレーシア	16,000	繼(變)退	20,000	4
	吉田 睦	協(勞)代	中国		繼(變)退	14,000	5

給付基礎日額の変更
 変更を希望する場合は「第3種特別加入
 保険料申告内訳名簿」⑥欄の変に○をし3
 部とも、7月10日までに監督署または労働
 局に提出し、承認を受けてください。

上記のとおり報告します。

平成24年7月5日

(郵便番号 XXX-XXXX)
 電話(XXX)-(XXXX)
 XXXX 番

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(注) 1. 名簿には、平成23年度中に特別加入者であった者及び申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込みの者は記載しないこと。
 2. 派遣者区分欄は、JICA等の技術協力の実施の事業を行う団体から派遣されている者の場合は(勞)、日本国内の事業から「労働者」として派遣されている者の場合は(勞)、日本国内の事業から「中小事業の代表者等」として派遣されている者の場合は(代)と表示すること。
 3. 給付基礎日額区分欄は、給付基礎日額が平成23年度と平成24年度が同額の場合に(繼)、変更を希望する場合は(變)、脱退者は(退)と表示すること。
 4. 平成24年度整理番号は脱退者を除き、1番より整理番号を振り出すこと。

住 所 〇〇市〇〇 X-X-X
 事業主 〇〇商事 記名押印又は署名
 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

労働保険
 の
 事務組合
 (郵便番号 -)
 電話()-()
 所在地
 名 称
 代表者氏名 記名押印又は署名 (印)

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

保険年度の中から、新たに特別加入の承認を受けた者がいる場合又は脱退した場合等、加入月数に応じた特例による保険料算定基礎額に基づき、特別加入保険料の算出を行った場合、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」をP.26及びP.27を参考に作成してください。

別紙様式第1号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成 23 年度分

1 枚のうち 1 枚目

整理 番号	特別加入者 氏名	給付基 礎額 円	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特 例 に よ る 理 由	加 入 月 数	1 月 分 の 保 険 料 算 定 基 礎 額 円	特 例 に よ る 保 険 料 算 定 基 礎 額 円
計	5 人						21,291,679 ^円

上記のとおり報告します。

平成 24 年 7 月 5 日

郵便番号(XXX-XXXX)
電話番号(XXX-XXXX-XXXX)

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

保険料算定基礎額は
P.30の月割早見表を
参照してください。

住 所 ○○市○○ X-X-X
事業主 ○○商事
氏 名 代表取締役 ○○○○ (印)
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成 24 年度分

1 枚のうち 1 枚目

整理 番号	特別加入者 氏名	給付基礎 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間	特例に よる理由	加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額	労働保険 番号		府 県 所 掌 管 轄		基 幹 番 号					枝 番 号	
								X	X	1	0	1	0	5	6	7	8	9
2	吉本一郎	20,000	24年4月1日 ~24年10月31日	1 加入 ② 脱退、自動消滅等	7	608,334	4,258,338											
4	三浦操子	20,000	24年4月1日 ~24年9月27日	1 加入 ② 脱退、自動消滅等	6	608,334	3,650,004											
5	吉田 睦	14,000	24年4月6日 ~25年3月31日	① 加入 2 脱退、自動消滅等	12	425,834	5,110,000											
			年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等														
			年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等														
			年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等														
			年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等														
			年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等														
			年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等														
計	3 人						13,018,342											

上記のとおり報告します。

平成 24 年 7 月 5 日

郵便番号(XXX-XXXX)

電話番号(XXX-XXXX-XXXX)

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

保険料算定基礎額は
P.30の月割早見表を
参照してください。

事業主

住 所 〇〇市〇〇 X-X-X
〇〇商事 記名押印又は署名
氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 ④
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」及び「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を基に、「第3種特別加入保険料申告内訳」を以下を参考に作成し、P.28の例のとおり、申告書に転記してください。

海特様式第1号

第3種特別加入保険料申告内訳 (海外派遣者)

平成23年度確定
平成24年度概算

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
X X	1	0 1	0 5	6 7 8 9	3 0 1

給付基礎日額	保険料算定 基礎額	平成23年度確定保険料		平成24年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
20,000円	7,300,000円	2	14,600,000	1	7,300,000
	—			2	7,908,342
18,000円	6,570,000円			1	6,570,000
	—	2	9,307,500		
16,000円	5,840,000円				
	—	2	7,300,005		
14,000円	5,110,000円				
	—	1	4,684,174	1	5,110,000
12,000円	4,380,000円				
	—				
10,000円	3,650,000円				
	—				
9,000円	3,285,000円				
	—				
8,000円	2,920,000円				
	—				
7,000円	2,555,000円				
	—				
6,000円	2,190,000円				
	—				
5,000円	1,825,000円				
	—				
4,000円	1,460,000円				
	—				
3,500円	1,277,500円				
	—				
小計	特例計算以外の者	2人	14,600,000円	2人	13,870,000円
	特例計算の者	5人	21,291,679円	3人	13,018,342円
合計		7人	35,891,679円	5人	26,888,342円
保険料算定基礎額総計		①	35,891千円	②	26,888千円
第3種特別加入保険料率		③	1,000分の4	④	1,000分の4
保険料額		①×③	143,564	②×④	107,552

上記のとおり報告します。

(郵便番号 XXX-XXXX)
電話(XXX)-(XXXX)
番

平成 24 年 7 月 5 日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

住 所 〇〇市〇〇 X-X-X

氏 名 〇〇商事

代表取締役

記名押印又は署名

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(注) 平成24年度概算保険料の記載にあたっては、申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込の者は記載しないこと。

平成23年度確定保険料、平成24年度概算保険料の上段には特例計算以外の者、下段には特例計算の者を記載すること。

労働保険
の
事務組合

(郵便番号 -)
電話()-() 番

所在地

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759 労働保険 概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む)

下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
○C(印字への記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 32701 修正項目番号 入力確定コード

平成24年 7月 5日

あて先 〒XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(△)の所で折り曲げて下さい。)

(注)訂正による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

⑦区分	算定期間 平成23年4月1日 から 平成24年3月31日 まで	⑧保険料・拠出金算定基礎額	⑨保険料・拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	35891	1000分の(イ)	143564	
労働保険料	35891	1000分の(ロ)	143564	
雇用保険法適用者分		1000分の(ニ)		
高年齢労働者分		1000分の(ホ)		
保険料算定対象者分		1000分の(ヘ)		
一般拠出金				

「一般拠出金」の欄は記入不要

⑪区分	算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)	26888	1000分の(イ)	107552	
労働保険料	26888	1000分の(ロ)	107552	
雇用保険法適用者分		1000分の(ニ)		
高年齢労働者分		1000分の(ホ)		
保険料算定対象者分		1000分の(ヘ)		

延納の申請 前付回数 1

⑮申告済概算保険料額	103,110 円	⑯申告済概算保険料額	
⑰差引額	40,454 円	⑱増加概算保険料額	

⑳加入している労働保険	㉑労働保険 ㉒雇用保険	㉓特掲事業	㉔該当する ㉕該当しない
㉖所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㉗事業又は作業の種類	海外派遣
㉘所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㉙郵便番号	XXX-XXXX
㉚所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㉛電話番号	(XXX) XXX-XXXX
㉜所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㉝住所(個人事業主)	〇〇市〇〇 X-X-X
㉞所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㉟名称	〇〇商事
㊱所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㊲氏名	代表取締役 〇〇〇〇
㊳所在地	〇〇市〇〇 X-X-X	㊴記名押印又は署名	印

この金額は印字されていますので金額に疑問のある場合は、訂正せず管轄の労働局に照会ください

概算保険料の延納は、概算保険料額が20万円以上の場合3期に分割可能となります

海外派遣と記入してください

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月	11 か月
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

月割計算方法は次のとおりです。

① 保険料算定基礎額を12で除す。(円未満の端数は切り上げる)

② ①で得た額に該当月数を乗じる。

(注) 特例計算対象者で、加入月数が12ヶ月となる方の別紙様式第1号「特例による保険料算定基礎額」欄については、対応する給付基礎日額の「保険料算定基礎額」の欄の額と同額としてください。

14 申告書作成チェックポイント

平成24年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、この「申告書作成チェックポイント」で、もう一度ご確認ください。

- チェック
- [] 確定額と概算額の記入誤りはありませんか。
 - [] 賞与、その他の臨時の賃金がもれていませんか。
 - [] 交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）がもれていませんか。
 - [] 年度中途退職者の賃金がもれていませんか。
 - [] 季節労働者の賃金がもれていませんか。
 - [] 臨時労働者となるいわゆるパート・アルバイト等の賃金がもれていませんか。
 - [] 代表者や、被保険者とならない役員の賃金を含めていませんか。
※代表者や役員報酬のみが支払われている方は対象になりません。
もう一度、4・5ページで確認してください。
 - [] 雇用保険の高年齢者の免除年齢に誤りはありませんか。
※平成23年度の確定保険料が免除になるのは、平成23年4月1日現在で満64歳以上の方（昭和22年4月1日以前に生まれた方）です。
 - [] 雇用保険の加入条件を満たす臨時労働者の保険加入手続きがもれていませんか。
 - [] 日雇い労働者の賃金がもれていませんか。（印紙保険料のほかに一般保険料も納付します。）
 - [] 労災保険率の適用に誤りはありませんか。
 - [] 賃金総額（⑧⑫欄）は千円未満は切り捨て、保険料額・拠出金額（⑩⑭欄）は一円未満を切り捨てていますか。
 - [] 概算保険料を延納する基準額に誤りはありませんか。
 - [] 概算保険料を延納する場合、延納の申請（⑰欄）に③を記入してありますか。
 - [] 確定保険料額（雇用保険分）算定の内訳は記入しましたか。
 - [] 雇用保険加入手続きにもれはありませんか。
（保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届をハローワークに提出していない場合、雇用保険に加入していないこととなります。）
 - [] 常時使用労働者数・雇用保険被保険者数（ハローワーク提出者数）は記入しましたか。

常時使用労働者数・雇用保険被保険者数計算要領

平成24年3月31日以前1年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。
算定方法は次のとおりです。

- 平成23年度の各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の賃金締切日）の使用労働者の合計
- (1) 常時使用労働者数 = $\frac{\text{平成23年度の各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の賃金締切日）の使用労働者の合計}}{12 \text{（ただし、平成23年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）}}$
- 平成23年度の各月末の被保険者数の合計
- (2) 雇用保険被保険者数 = $\frac{\text{平成23年度の各月末の被保険者数の合計}}{12 \text{（ただし、平成23年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）}}$
- (3) 〈注意〉
- 賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日の使用労働者数の合計とします。
 - 平成23年度の中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数で割ってください。
 - 端数は切り捨ててください。ただし、0人となる場合は1人としてください。
 - 免除対象高年齢労働者数は（2）に準じて計算してください。
 - 船きよ・船舶・岸壁・波止場・停車場又は倉庫における貨物取扱の事業の方は、1日平均使用労働者数を記入してください。

15 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。



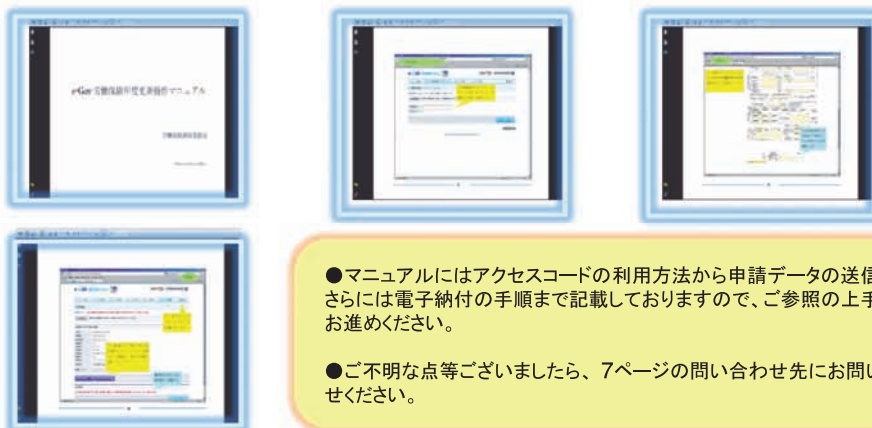
●メインメニュー画面より、「電子申請のトップページ」ボタンをクリックして、「電子申請システム」画面へお進みください。

●使用されているインターネット環境に接続されている機器から<http://www.e-gov.go.jp/>にアクセスしてください。



●労働保険の年度更新手続につきましては、「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続の詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。

●e-Govを初めて使用される方は、「初めてのの方はこちら」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。



●マニュアルにはアクセスコードの利用方法から申請データの送信方法、さらには電子納付の手順まで記載しておりますので、ご参照の上手続をお進めください。

●ご不明な点等ございましたら、7ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後に表示される「到達確認」画面に表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。



●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。



●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」欄、「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。



●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続きについては、電子納付をご利用いただけます。



- 「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法前ページをご参照ください。)
- 「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックして下さい。



- 電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続きを行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続きと同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請から30分以内に電子納付を行ってください。時間を経過しますと、この方法による電子納付はできませんので、他の方法により電子納付を行ってください。

B 電子申請による年度更新申告手続き後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面を予め印刷しておくとう便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続き後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面を予め印刷しておくとう便利です。

注意事項

- 電子納付が可能な期間は、申請日からおよそ3ヶ月以内(※)です。

※申請日の月に3を加えた日の申請日に一番近い実在日
(例えば3を加えて「11月31日」となる場合は、「11月30日」となります。)

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ<http://www.pay-easy.jp/where/index.html>を参照してください。)

- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金
また、その他様々な料金を全国の金融機関の
インターネットバンキング、ATMなどから支払う
ことができるようになるMPN(マルチペイメント
ネットワーク)が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)

平成23年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表

(算定期間 平成23年4月～平成24年3月)

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	出向者の有無		事業の名称
					000	受	名	事業の所在地
						出	名	

区分 月	労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)							
	① 常用労働者		② 役員で労働者扱いの人		③ 臨時労働者		④ 合計 (①+②+③)	
	常用労働者のほか、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人を含めます。		実質的な役員報酬分を除きます。		①②以外の全ての労働者(パート、アルバイトで雇用保険の資格のない人)を記入してください。			
平成23年 4月	人	円	人	円	人	円	人	円
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
平成24年 1月								
2月								
3月								
賞与 年 月								
賞与 年 月								
賞与 年 月								
合 計							⑨	⑩

※A 次のBの事業以外の場合、各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し⑨の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

↓

常時使用労働者数(労災保険対象者数)

⑨の合計人数		申告書④欄に転記
	÷12=	人

B 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物取扱の事業においては、平成23年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

(平成23年度に使用した延労働者数/平成23年度における所定労働日数)

備考	役員で労働者扱いの詳細		
	氏名	役職	雇用保険の資格
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無
			有・無

※各月賃金締切日等の労働者数の合計を記入し⑪および⑬の総合計人数を12で除し小数点以下切り捨てた月平均人数を記入してください。

年度途中で保険関係が成立した事業については、保険関係成立以降の月数でしてください。

高年齢労働者	
平成23年4月1日現在、満64歳以上(昭和22年4月1日以前生まれ)の労働者	
氏名	生年月日

ただし、64歳以上であっても、季節労働等の短期雇用特例被保険者・日雇労働者の方は、保険料が免除になります。

16 年度更新よくある質問

- Q 1. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか。
A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出頂き(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付する際にご利用ください。
- Q 2. 納付金額がないとき申告書の提出はどうしたらいいのですか。
A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署または労働局にご提出ください。(郵送でも可)
- Q 3. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。
A. 申告書の提出だけでは還付されませんので必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働基準監督署または労働局へご提出ください。(P20)
- Q 4. 事業所の所在地を移転(名称を変更)しましたが、申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄は新旧どちらを記入したらいいのですか。また領収済通知書(納付書)の印書されているものは訂正していいのですか。
A. 移転先の新しい住所(名称)をご記入ください。領収済通知書については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」をそれぞれご提出ください。(P7)
- Q 5. 事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか。
A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定申告をしてください。(P18)
- Q 6. 平成24年4月以降に事業を廃止することが確定しております。概算の算定基礎額を確定と同額にしなければなりませんか。
A. 原則同額ですが廃止までの期間に支払われることが予定される賃金総額の見込額を記入してください。また、事業廃止後に平成24年度確定保険料申告書の提出が必要となります。
- Q 7. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
A. 納付額の訂正はできませんので、必ず新しい領収済通知書(納付書)を使用してください。領収済通知書(納付書)は最寄りの労働基準監督署、労働局に用意してあります。(他都道府県の領収済通知書(納付書)での納付はできませんのでご注意ください。)
- Q 8. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか。
A. Q 7の領収済通知書(納付書)の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。
- Q 9. 年度更新に必要な用紙はホームページからダウンロードできますか。
A. 厚生労働省ホームページ(URLは以下のとおり)からダウンロードできます。それ以外の方は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署、労働局で入手してください。
<URL>
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>
- Q10. 申告、納付は日本銀行でしかできないのですか。
A. ほとんどの金融機関(郵便局含)が日本銀行の歳入代理店になっておりますので、お近くの金融機関で申告、納付を行ってください。

- Q11. 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は申告書と一緒に提出するのですか。
- A. 提出の必要はありませんが申告書の控えと併せて保管してください。
- Q12. 保険料(一般拠出金)の計算をしたら小数点以下が発生してしまいました。切り捨てですか。切り上げですか。
- A. 切り捨てになります。なお、労災保険と雇用保険の算定基礎額が同額の場合は別々に計算して切り捨てるのではなく合計の料率を算定基礎額に乘じ、その後切り捨ててください。
- Q13. 平成23年度確定計算をしたところ不足額が発生し、平成24年度概算保険料と合計すると40万円を超えます。概算保険料のみですと40万円未満ですが延納できますか。
- A. 延納することはできません。(概算保険料額のみ40万円以上が延納可能となります。)(P.14)
- Q14. 申告書の控えに労働基準監督署、労働局の受付印が必要なときはどうしたらいいのですか。
- A. 金融機関を経由して提出されると押印することができませんので、直接労働基準監督署または労働局へご提出ください。申告書と領収済通知書を切り離し、申告と納付を別々に行うことができます。なお、郵送で提出される場合はお手数ですが返信用の封筒を同封してください。
- Q15. 申告内容について、調査を行うこともあるのでしょうか。
- A. 毎年、労働局又は労働基準監督署の職員が調査を行っています。また、調査においては、参考として源泉徴収簿等の関係書類も確認することがあります。なお、仮に申告額に誤りがあり不足額が判明した場合は、不足額とともに不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。
- Q16. 一般拠出金とは何ですか。
- A. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年4月1日より事業主のみなさまにご負担いただくものです。
- Q17. 特別加入者の給付基礎日額を変更したい場合には、いつ手続きを行えばいいのでしょうか。
- A. 特別加入者の当年度の給付基礎日額を変更する場合には、年度更新期間中に変更申請をしてください。ただし、当該期間中に変更申請を行っても変更申請した日以前に労働災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額の変更は認められません。なお、翌年度の給付基礎日額については、3月18日から3月31日の間に変更申請をすることもできます。
- Q18. 第2種特別加入(一人親方等)事業に関する用紙等は、ホームページからダウンロードできますか。
- A. 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」は厚生労働省ホームページから(URLはQ9の回答に記載しているものと同じです)、従来より管轄労働局から送付されていた用紙及び記入要領がある場合は事業場を管轄する都道府県労働局のホームページから、それぞれダウンロードできます。
- Q19. 第3種特別加入(海外派遣)事業に関する用紙は、ホームページからダウンロードできますか。
- A. 第3種特別加入(海外派遣)事業に関する用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。(URLはQ9の回答に記載しているものと同じとなります。)

〈下書き用です。これをもって提出はできませんのでご注意ください。〉

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（表面）

労働保険 概算・確定保険料 申告書
31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記の注意事項をよく読んでから記入して下さい。
O C R 枠への記入は上記の「標準字体」でお願います。

提出用

種別 32701 修正項目番号 入力確定コード

下記のとおり申告します。

平成24年 月 日

あて先 〒

※各種区分		
特種(2)	保険関係等	業種

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▲)の所で折り曲げて下さい。)

※発出年月日(元号：平成は7) ③事業廃止等年月日(元号：平成は7) ④事業廃止等理由
 ①常時使用する労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ⑦保険関係 ⑧保険理由コード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定区分	算定期間 平成23年4月1日 から 平成24年3月31日 まで		
	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧ × ⑨)
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 円
労災保険分	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 円
雇用保険分	(ハ) 千円		
	(ニ) 千円	(ニ) 1000分の	(ニ) 円
	(ホ) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 円
一般拠出金 (注1)	(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 円

(注1) 右欄による標準算定の救済に関する法律第25条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

概算区分	算定期間 平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで		
	⑬ 保険料算定基礎額の見込額	⑭ 保険料率	⑮ 概算保険料額 (⑬ × ⑭)
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 円
労災保険分	(ロ) 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 円
雇用保険分	(ハ) 千円		
	(ニ) 千円	(ニ) 1000分の	(ニ) 円
	(ホ) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 円

⑯事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑰事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑱延納の申請 納付回数
 ⑲1 ⑲2 ⑲3 ⑲4 ⑲5 ⑲6 ⑲7 ⑲8 ⑲9 ⑲0

(8,10,12,14欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。)

⑳ 申告済概算保険料額	㉑ 申告済概算保険料額
-------------	-------------

㉒ 差引額	㉓ 充当額	㉔ ⑳-㉓の(イ)	㉕ 還付額	㉖ ⑳-㉔の(イ)	㉗ 不足額	㉘ ㉖の(イ)-㉗
-------	-------	-----------	-------	-----------	-------	-----------

期別納付額	⑳ 全額又は (イ) 概算保険料額 (⑲の(イ)+㉑+㉒ 以降の円未満端数)	(ロ) 充当額⑳の(イ)	(ハ) 不足額㉖の(ハ)	(ニ) 今期労働保険料 (⑲の(ロ)+(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金⑳の(ハ)	(ヘ) 今期納付額(㉒)+(㉓)	㉙ 保険関係 成立年月日
	(イ) 概算保険料額 (⑲の(イ)+㉑)	(イ) 充当額 (㉒の(イ)-㉓の(ロ))	(イ) 差引額 (㉔)-(㉕)				㉚ 事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他
	(ロ) 概算保険料額 (⑲の(ロ)+㉑)	(ロ) 充当額⑳の(ロ)- ㉓の(ロ)-(㉕の(イ))	(ロ) 差引額 (㉔)-(㉕)				

㉛ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	㉜ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	㉝ 事業主	(イ) 住 所 (法人の場合は) (ロ) 名 称 (ハ) 氏 名 (個人の場合は) (代表者の氏名)
㉞ (イ) 所在地				㉞ 郵便番号	㉞ 電話番号
㉞ (ロ) 名 称				記名押印又は署名 印	

きんぎょ線

17 口座振替について

労働保険料の納付は、口座振替で!

1. 口座振替納付とは

- 口座振替の納付日に、あらかじめお届けいただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。
- ☞ 金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ☞ 一度、口座振替の手続をしていただければ、翌年度(納期)以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ☞ 手数料はかかりません。

2. 口座振替の申込手続

- 口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- **申込用紙は、厚生労働省ホームページおよび都道府県労働局**にご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/>(労働基準→労働保険の適用・徴収)

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

注1 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。取扱金融機関や各納期の申込期限等の詳細については、事前に、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局でご確認ください。

注2 申込みの時期により、口座振替納付を開始する時期が異なりますので、ご留意ください。

注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご留意ください。

3. 口座振替納付日

納期	第1期	第2期	第3期	第4期 (単独有期事業のみ)
口座振替納付日	9月28日	11月14日	2月14日	3月31日
【参考】口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	1月31日	3月31日

※納付日が休日の場合は、翌営業日が納付日となります。